

○自動車等の運転禁止

(第 107 条の 5 第 2 項)

**改正** 平成 26 年 6 月 4 日 平成 27 年 3 月 12 日

平成 28 年 2 月 1 日 平成 29 年 3 月 12 日

令和元年 12 月 1 日 令和 4 年 5 月 13 日

処分基準

令和 4 年 5 月 13 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 107 条の 5 第 2 項
処分の概要	自動車等の運転禁止
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第 107 条の 5 第 2 項(自動車等の運転禁止等) 道路交通法施行令第 40 条第 2 項(自動車等の運転の禁止の基準)
処分基準	自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。
問い合わせ先	交通部運転管理課 聴聞・処分者講習係

別紙

[別紙参照]